（備考）　1　用紙の大きさは、横70㎜、縦110㎜とすること。

2　発行者は、内閣総理大臣（内閣総理大臣が所管する事業のうち国家公安委員会の所掌に属するものについて、国家公安委員会が警察庁の職員に立入検査を行わせる場合にあっては、国家公安委員会）、公正取引委員会、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、消費者庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、税関長、国税局長、沖縄国税事務所長、税務署長、文部科学大臣、厚生労働大臣、地方厚生局長、四国厚生支局長、都道府県労働局長、農林水産大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長、経済産業大臣、経済産業局長、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長、地方航空局長、環境大臣又は地方環境事務所長とする。

様式第七（第22条関係）

不当景品類及び不当表示防止法第31条第１項の規定による
協定又は規約認定申請書

年　　月　　日

公正取引委員会　殿
消費者庁長官　殿

氏名又は名称及び代表者名　印
住所　（電話番号）
氏名又は名称及び代表者名　印
住所　（電話番号）
上記のものの代表者
氏名又は名称及び代表者名　印
住所　（電話番号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第31条第１項の規定により別添の協定又は規約の認定を申請します。

記

1　当該協定又は規約を締結／変更（設定）する理由

2　当該協定又は規約が法第31条第２項の各号の要件に適合するものであることの説明

以上

注１　変更認定の申請をしようとする場合であって、その住所（電話番号）に変更がないときは、その記載を省略することができる。

2　変更認定の申請をしようとする場合であって、変更の内容が次のいずれかに該当するときは、その旨を記載することにより、上記２に規定する当該協定又は規約が法第31条第２項の各号の要件に適合するものであることの説明の記載を省略することができる。

⑴　法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

⑵　用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

3　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。

省　令

○厚生労働省令第十四号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中　「第五節　削除」を「第五節　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第百五条の二―第百五条の十九）　削除」に改める。

第二条第五号中「、第百五条の四」を削り、同条第六号中「第百五条の七第二項（専用の部屋に係る部分に限る。）及び第三項」を削り、同条第七号中「、第百五条の十九」及び「（第百五条の十九において準用する場合を含む。）、第百五条の八第一項」を削り、同条第八号中「第百五条の六及び」を削る。

第八十条第五号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第九十三条第一項第三号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第九十五条第二項第一号イ中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」に改める。

第五節を次のように改める。

第五節　削除

第百五条の二から第百五条の十九まで　削除

第百六条第一項第三号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「以下この条」の下に「及び第百八条」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第百八条第二項第一号イ中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第百四十条の二十六中「、指定通所介護事業所」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第百九十二条の十第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「、指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次の各号に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一　指定訪問介護

二　指定訪問看護

三　指定通所介護又は指定地域密着型通所介護